

改正女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画の策定が 常時雇用する労働者が 101人以上に拡大されます。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）では、職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、事業主は女性労働者に対する活躍の推進に資する取り組みをすることとされています。

現在は、常時雇用する労働者が301人以上の企業は、この取組に関する一般事業主行動計画を策定し、労働者への周知、社外への公表、労働局への届出を行うことが義務付けられていますが、**令和4年4月1日より常時雇用する労働者が101人以上の企業に拡大されます。**

また、策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定要件を満たした場合、えるぼし認定を受けることができます。両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）もご利用できます。（ただし、常時雇用する労働者数が300人以下の事業主に限ります。）

※ 女性活躍推進法とは、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主（一般事業主）の各主体の女性の活躍推進に関する責務等を明らかにし、平成28年4月から施行されている法律で、令和元年に改正され、令和2年4月から順次施行されています。

※ 常時雇用する労働者とは、正社員だけでなくパート、契約社員、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の要件に該当する労働者も含まれます。

- ① 期間の定めなく雇用されている者
- ② 一定の期間を定めて雇用されている者であって、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

★ 女性活躍推進法の詳細については、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）もぜひご覧ください。 **女性活躍推進法特集ページで検索**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

えるぼし認定とは

行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主は、労働局への申請により、厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができます。認定を受けた事業主は、**認定マーク（愛称：えるぼし）**を商品や求人広告等に付けることができ、企業イメージ向上や、優秀な人材の確保などが期待できます。

さらに、認定企業になると、**公共調達での加点評価**が受けられます。

えるぼし認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、**プラチナえるぼし**を受けることができます。



一般事業主行動計画の策定

～女性活躍推進法における
一般事業主が行うべき取組の流れ～

1 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

- ・自社の女性の活躍に関する状況を、以下の基礎項目（必ず把握すべき項目）を用いて把握してください。
 - ① 採用した労働者に占める女性労働者の割合
 - ② 男女の平均継続勤務年数の差異
 - ③ 管理職に占める女性労働者の割合
 - ④ 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

2 1を踏まえて一般事業主行動計画を策定

- ・計画期間、1つ以上の数値目標、取組内容、取組の実施時期を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定してください。

3 行動計画を公表し、労働者に周知

- ・一般事業主行動計画を労働者に周知・外部へ公表してください。
- ・公表にあたっては厚生労働省が運営するこちらのウェブサイトをご活用ください。
⇒女性の活躍推進企業データベース <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

4 行動計画を策定した旨を福岡労働局雇用環境・均等部指導課へ届出

5 取組の実施・効果の測定

えるぼし認定をする場合

6 えるぼし認定の申請 (福岡労働局雇用環境・均等部指導課へ)

7 えるぼしとして認定 えるぼしマーク取得



8 プラチナえるぼし認定の申請へチャレンジ (福岡労働局雇用環境・均等部指導課へ)

※えるぼし認定基準に加え追加の要件等あります。

プラチナえるぼし
マーク取得



9 特に優良な女性活躍推進に関する取組企業として認定



福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL 092-411-4894

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 4階 FAX 092-411-4895

★女性活躍推進法の一般事業主行動計画、えるぼし認定等のお問い合わせもこちらです！まずはお電話ください。

計画の目標を
達成したら

両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）

お急ぎ下さい

両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）とは、女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に47万5千円を支給するものです。詳細は、福岡労働局雇用環境・均等部企画課（電話092-411-4717）あてお問い合わせください。

令和3年2月作成 女活法